

野外焼却をして 迷惑をかけていませんか？

問 産業環境課 ☎27-0178

適法な焼却施設以外でゴミを燃やす「野焼き」は法律により原則禁止されており、違反者には罰則が設けられています。こうした行為は大気汚染の原因になります。また「洗濯物に臭いがつく」、「煙が部屋に入り、窓が開けられない」など周囲の迷惑になる恐れもあります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

※野焼きには、簡易焼却炉・ドラム缶等でゴミを焼却することも含まれます。



▲野焼きの一例

発泡スチロールは 握りこぶし大の大きさで！

問 産業環境課 ☎27-0178

資源ゴミとして収集している発泡スチロールについては、圧縮機に入らないため、お手数ですが、握りこぶし大ぐらいの大きさで出してください。

ご協力をよろしくお願いいたします。



町営住宅入居者募集

問 建設課 ☎27-0177

住宅名 北島第2住宅
戸数 4戸
間取り 2DK
階数 1階、2階、3階
募集期間 8月1日（金）～14日（木）
家賃 月額：17,000円～33,000円程度
※入居者全ての所得により変動します。

選考方法 応募多数の場合は抽選となります。

入居予定日 9月12日（金）

※入居申し込み・入居条件などの詳細については、お問い合わせください。



空き家相談会のお知らせ

問 建設課 ☎27-0177

空き家の予防、相続、管理等、空き家所有者等が抱える様々な悩みを聞き取り、まず何を優先して処理するべきかのアドバイスを行います。

日時 8月21日（木）
①13：00～ ②14：00～
③15：00～ ④16：00～
（予約制 1 枠60分程度 終了時間は変更する場合があります）

場所 役場南庁舎 2 階 第5会議室
相談員 NPO法人 岐阜空き家・相続共生ネット 相談員

申込期限 8月14日（木）
（予約が埋まり次第終了いたします）

申込方法 建設課窓口でお申し込みください。
（平日 8：30～17：00）
「令和7年度固定資産税納税通知書」を持参してください。